

別府市地域新エネルギー導入の事前手続等に関する要綱

制定 平成26年 9月 5日
別府市告示第322号
改正 平成28年 4月28日
別府市告示第189号
改正 平成29年 3月 3日
別府市告示第76号

(目的)

第1条 この要綱は、市の区域内において新エネルギー導入を行う場合の事前手続等を定めることにより、新エネルギー導入と自然環境、生活環境及び地域資源の保全との調和を図り、持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新エネルギー 次に掲げる電気をいう。

ア 太陽光を利用した発電で得られる電気

イ 風力を利用した発電で得られる電気

ウ 水力を利用した発電（かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置される出力が1,000キロワット以下である発電設備を利用する発電に限る。）で得られる電気

エ 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする電気

(2) 新エネルギー導入 新エネルギーを得るために必要な発電設備（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項に規定する事業用電気工作物に限る。以下同じ。）及びその付帯設備を設置することをいう。

(3) 近隣地域 新エネルギー導入の場所をその区域に含む自治会の区域をいう。

(4) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。

ア 近隣地域の住民

イ 近隣地域に所在する土地又は建物の所有者、管理者及び占有者
(地元説明会の開催)

第3条 市の区域内で新エネルギー導入をしようとする者(以下「導入事業者」という。)は、近隣関係者に対し、地元説明会を必要な回数開催し、新エネルギー導入の計画、工事施工方法その他の事項について、説明及び協議を行い、近隣関係者の意見を把握するものとする。

2 導入事業者は、前項の規定により地元説明会を開催する場合は、開催の日の1週間前までに、近隣関係者に対し、開催の日時、場所、目的等を周知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、導入事業者と近隣関係者が同一である場合は、地元説明会の開催を省略することができる。

(事前相談の申込み)

第4条 導入事業者は、あらかじめ別表に掲げる法令等に定める市が所管する手続(以下「市所管手続」という。)のうち新エネルギー導入のために必要とするものに関して、新エネルギー導入事前手続相談書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付の上、市長に提出し、事前相談を申し込むものとする。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 地元説明会実施状況報告書(様式第3号)

(3) その他市長が必要と認める資料

2 前項第2号に掲げる地元説明会実施状況報告書は、前条第1項の規定により開催した地元説明会の結果に基づき作成するものとする。ただし、同条第3項の規定により地元説明会の開催を省略した場合は、その理由を記載するものとする。

(事前相談に対する回答)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申込みがあった場合は、当該申込みに係る新エネルギー導入に対する意見を作成し、新エネルギー導入事前手続相談回答書(様式第4号)により当該申込みをした導入事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により意見を作成するに当たって、地元説明会実施状況報告書により地元説明会の開催、近隣関係者の意見の把握等の状況を確認するとともに、必要に応じ、当該職員に地元説明会に参加した近隣関係者からの意見聴取をさせるものとする。

3 市長は、第1項の規定により意見を作成するに当たって、必要な限度で、当該職員をして新エネルギー導入の場所に立ち入らせ、調査させ、又は導入事業者に質問させることができるものとする。

4 市長は、前条第1項に規定する申込み又は前項の規定による質問の回答に虚偽その他不正があった場合は、第1項の規定による通知を取り消し、その旨を当該通知をした導入事業者に通知するものとする。

(モニタリング)

第6条 市長は、前条第1項の規定による通知をする場合で、近隣地域の自然環境及び生活環境を保全するために必要があると認めるときは、新エネルギー導入前後のモニタリングを導入事業者に求めることができる。

2 前項のモニタリングは、その調査内容及び時期について、市長と事前に協議し、決定した上で行うものとし、その結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、モニタリングに関して必要な限度で、当該職員をして新エネルギー導入の場所に立ち入らせ、発電設備の設置状況、稼動状況その他必要事項を調査させ、又は導入事業者に質問させることができるものとする。

(市所管手続の実施等)

第7条 第5条第1項の規定による通知を受けた導入事業者は、新エネルギー導入事前手続相談回答書に記載された意見に従い、市所管手続をするものとする。

(市の同意等)

第8条 導入事業者は、新エネルギー導入のために必要な法令等に定める手続に関して、市の同意を必要とする場合は、新エネルギー導入同意申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 誓約書

(2) 地元説明会実施状況報告書

(3) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、審査の上、次の各号のいずれにも該当するときに限り同意し、同意書(様式第6号)を当該申請をした導入事業者に交付するものとする。

(1) 当該新エネルギー導入が近隣区域の自然環境及び生活環境の保全に関して、悪影響を及ぼすおそれがないと認められるとき。

(2) 地元説明会実施状況報告書により、当該新エネルギー導入について、近隣関係者からおおむね問題ないと評価されていると認められるとき。

3 第4条第2項の規定は第1項第2号に掲げる地元説明会実施状況報告書について、第5条第2項及び第3項の規定は前項の審査について、同条第4項の規定は前項の規定による同意書の交付について、準用する。この場合において、第5条第2項中「地元説明会の開催、近隣関係者の意見の把握等の状況」とあるのは、「近隣関係者からおおむね問題ないと評価されていること」と読み替えるものとする。

4 第1項に規定する申請をする導入事業者が、第5条第1項の規定による通知を受けている場合は、第1項第1号の規定は適用しない。

5 第1項に規定する申請をする導入事業者が、第4条第1項に規定する申込みをしていない場合は、同項に規定する申込みをするものとする。この場合において、市長は同項各号に掲げる書類の一部を省略させることができる。

(工事の着工又は完了の届出)

第9条 導入事業者は、新エネルギー導入の工事を着工し、又は完了した場合は、当該着工又は完了の日から10日以内に新エネルギー導入工事着工等届出書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(発電設備変更の事前相談等)

第10条 第3条から前条までの規定(第4条第1項第1号の規定を除く。)は、導入事業者が新エネルギー導入後に発電設備の規模拡大をしようとする場合又は第5条第1項の規定による通知を受けた導入事業者が新エネルギー導入のための工事着工前に発電設備の規模拡大等の第4条第1項に規定する申込みの内容を変更する場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「新エネルギー導入事前手続相談書(様式第1号)」とあるのは「新エネルギー導入変更事前手続相談書(様式第8号)」と、第5条第1項中「新エネルギー導入事前手続相談回答書(様式第4号)」とあるのは「新エネルギー導入変更事前手続相談回答書(様式第9号)」と読み替えるものとする。

(設備廃止の届出)

第11条 新エネルギー導入をした導入事業者は、その発電設備を廃止した場合は、廃止した日から10日以内に新エネルギー発電設備廃止届出書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(指導及び助言)

第12条 市長は、新エネルギー導入に当たり、必要と認められるときは、導入事業者に対し適切な措置を取るべく指導又は助言を行うことができる。

(情報の公開)

第13条 市長は、新エネルギー導入の促進を図るため、導入事業者から提供を受けた新エネルギー導入の先行事例、実績等の情報について、当該導入事業者の同意を得た上で公開することができる。

(所管課)

第14条 この要綱に関する事務は、生活環境部環境課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年9月22日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行前に、新エネルギー導入をしている者（以下「導入済事業者」という。）は、新エネルギー導入済届出書（様式第11号）に、誓約書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するよう努めるものとする。

2 導入済事業者は、第10条において準用する第4条第1項に規定する申込み又は第8条第1項に規定する申請をする場合で前項に規定する届出をしていないときは、同項に規定する届出後に当該申込み又は申請をするものとする。

附 則（平成28年4月28日別府市告示第189号）

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の別府市地域新エネルギー導入の事前手続等に関する要綱（以下この項において「旧要綱」という。）第7条の規定による市所管手続きを完了している導入事業者のうち、旧要綱第

6条第1項の規定により同上第2項第1号に定めるところによるモニタリングを求められたものについては、同号の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成29年3月3日別府市告示第76号）

（施行期日）

- 1 この改正要綱は告示の日から施行する。